

契省
印民

平成 28 年 6 月 7 日

公益社団法人日本産婦人科医会長

法務省民事局長



前姻の解消又は取消しの日から起算して 100 日を経過していない女性
を当事者とする婚姻の届出の取扱いについて（依頼）

平素、戸籍行政に多大なる御高配を賜り、感謝申し上げます。

さて、再婚禁止期間に関する民法を一部を改正する法律（平成 28 年法律第 71 号）が本日から施行されました。これに伴い、前姻の解消又は取消しの日から起算して 100 日を経過していない女性を当事者とする婚姻のうち、医師が作成した「民法第 733 条第 2 項に該当する旨の証明書」を提出した場合には、民法第 733 条第 2 項に該当するものとして、当該婚姻の届出を受理する取扱いを定める標記の通達を別添のとおり発出しました。

つきましては、通達で定めている別紙様式による医師が作成した「民法第 733 条第 2 項に該当する旨の証明書」について、貴会会員に周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

法務省民一第584号
平成28年6月7日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過していない女性
を当事者とする婚姻の届出の取扱いについて（通達）

民法の一部を改正する法律(平成28年法律第71号)が本年6月7日から施行されることに伴い、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過していない女性を当事者とする婚姻の届出について、同法による改正後の民法(明治29年法律第89号)第733条第2項に規定する「女が前婚の解消又は取消しの時に懷胎していなかった場合」又は「女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合」に該当するとした医師の証明書を提出した場合には、下記のとおり、婚姻の届出を受理することとしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、本通達に反する当職通達又は回答は、本通達によって変更し、又は廃止するので、念のため申し添えます。

記

1 「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」が添付された婚姻の届出について

(1) 届書等の審査

市区町村長は、婚姻の届書及び医師が作成した「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」（様式は、別紙のとおりとする。）によって、「女が前婚の解消又は取消しの時に懷胎していなかった場合」又は「女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合」に該当するかどうかを審査す

るものとする。

具体的には、上記証明書において、女性が、①前婚の解消又は取消しの日より後に懷胎している、②前婚の解消又は取消しの日以後の一定の時期において懷胎していない、③前婚の解消又は取消しの日以後に出産した（ここにいう出産には、出産（早産を含む。）、死産（流産）、子宮外妊娠の手術が含まれる。）のいずれかに当たると診断されている場合には、その他証明書の内容に疑義があるなどの特段の事情がない限り、民法第733条第2項に規定する「女が前婚の解消又は取消しの時に懷胎していなかつた場合」又は「女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合」に該当するものと判断して差し支えない。

なお、上記証明書中「診察を受ける者」欄における「前婚の解消又は取消日」欄の記載は、診察を受ける本人の申出によるものであるから、その記載が正しいものであるか否かについては、市区町村長において、当該本人の戸籍の記載を確認する必要がある。

(2) 届出の受理

市区町村長は、(1)の審査によって「女が前婚の解消又は取消しの時に懷胎していなかつた場合」又は「女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合」に該当すると認め、その他の婚姻要件を具備している場合には、民法第733条第1項に規定する再婚禁止期間内の婚姻の届出であったとしても、これを受理するものとする。

(3) 戸籍の記載

妻の身分事項の記載は、以下の例による（夫の身分事項欄の記載例は従前どおり）。

ア 紙戸籍の場合

(ア) 夫婦の新戸籍

「平成弐拾八年六月拾五日甲野義太郎と婚姻届出（民法第七百三十三条第二項）京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍」

(イ) 妻の婚姻前の戸籍

「平成弐拾八年六月拾五日甲野義太郎と婚姻届出（民法第七百三十三条第二項）同月拾七日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍」

イ コンピュータ戸籍の場合

(ア) 夫婦の新戸籍

身分事項

婚姻 【婚姻日】平成 28 年 6 月 15 日

【配偶者氏名】甲野義太郎

【従前戸籍】京都市上京区小山初音町 18 番地 乙野忠治

【特記事項】民法第 733 条第 2 項

(イ) 妻の婚姻前の戸籍

身分事項

婚姻 【婚姻日】平成 28 年 6 月 15 日

【配偶者氏名】甲野義太郎

【送付を受けた日】平成 28 年 6 月 17 日

【受理者】東京都千代田区長

【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目 4 番地

【称する氏】夫の氏

【特記事項】民法第 733 条第 2 項

2 周知

本取扱いの実施に当たっては、その目的及び方法について、十分に周知するよう配意するものとする。

3 子の嫡出性

本取扱いによって婚姻届が受理された夫婦から婚姻後に出生した子については、前婚の解消又は取消しの日から 300 日以内に生まれた場合であっても、前婚の夫の嫡出推定は及ばないと解されることから、後婚の嫡出子又は嫡出でない子としてこれを戸籍に記載する。この場合、平成 19 年 5 月 7 日付け法務省民一第 1007 号当職通達に定める記載例を用いる必要はない。

(別紙様式)

民法第733条第2項に該当する旨の証明書

診 察 を 受 け る 者	氏名			
	住所			
	生年月日	年	月	日 (歳)
	前婚の解消又は取消日(①)	年	月	日 (注1)

(注1) 前婚の解消又は取消日(以下「①の日」という)については、本人の申出による日を記載する。

上記記載の者について、①の日に懐胎していなかった又は①の日の後に出産したことを証明する。

(理由について、以下の□のいずれかにチェックし、必要事項を記入してください)

①の日より後に懐胎している

懐胎の時期(推定排卵日)は、①の日の後である、 年 月 日から 年
月 日までと推定される。

算出根拠(1. 2. のいずれかに丸印をつけてください)

1. 懐胎の時期(推定排卵日)は、超音波検査及びその他の診断により求められた推定排卵日(妊娠2週0日)に前後各14日間ずつを加え算出した(注2)。

(注2) 医師の判断により、より正確な診断が可能なときは、前後各14日間より短い日数を加えることになる。

2. その他(不妊治療に対して行われる生殖補助医療の実施日を基に算出等、具体的にお書きください)

()

①の日以後の一定の時期において懐胎していない

根拠(1. 2. のいずれかに丸印をつけてください)

1. 診察日(注3)において尿妊娠反応が陰性である。

診察日: 年 月 日

(注3) ①の日から4週間以上経過した日以降に尿妊娠検査(感度hCG50IU/Lまたは25IU/Lのもの)を行い、その反応が陰性の場合、①の日から継続する正常妊娠はないと判断する。

2. 上記1.以外の場合であって、①の日以降の一定の時期において、以下の理由により、懐胎していないと判断できる(注4)。

(理由:)

(注4) 1. 以外であっても、医師の判断により、①の日以後の一定の時期において、懐胎していないとの診断が可能な場合である。

①の日以後に出産(注5)した

出産の日 / 年 月 日

(注5) ここにいう出産には、出産(早産を含む)、死産(流産)、異所性妊娠(子宮外妊娠)の手術が含まれる。

平成 年 月 日

医師 (住所)

(氏名)

印

※ この証明書は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日以内にする婚姻届に添付するために医師が作成するものです。